

年次報告

【年次報告書の作成例と留意点】

これはあくまで作成例です。詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で確認してください。

様式第 11

年次報告書

平成 30 年 5 月 1 日

岡山県知事 殿

郵便番号 700-8570
 会社所在地 岡山県岡山市北区内山下 2-4-6
 会社名 株式会社岡山中小企業
 電話番号 086-▲▲▲▲-●●●● 法人実印
 代表者の氏名 代表取締役 岡山 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者

報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	平成 26 年 12 月 1 日（企支×××号）
	認定申請基準日	平成 26 年 10 月 15 日
	報告基準日	平成 30 年 3 月 15 日
	報告基準期間	平成 29 年 3 月 16 日から平成 30 年 3 月 15 日
	報告基準事業年度	平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- ② 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- ③ 本様式における第一種特別贈与（相続）認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与（相続）認定中小企業者、第一種特例贈与（相続）認定中小企業者について準用する。なお、本様式における「経営承継受贈者（経営承継相続人）」、「認定贈与株式」、「贈与認定相続認定申請基準日」「贈与報告基準日（相続報告基準日）」、「贈与報告基準期間」又は「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）」とある

年次報告日です。報告の期限は、報告基準日の翌月から 3 ヶ月を経過する日（贈与は毎年 6 月 15 日、相続は相続税申告期限日の翌日から 3 ヶ月経過日）。なお、この日が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。（当日消印有効）

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載とします。

認定申請時の種別をレ点又は黒塗りでチェックする。用語の意味は次のとおり。
 第一種：先代経営者
 第二種：先代経営者以外の株主
 特 別：従来（一般）措置
 特 例：特例措置

認定書右上に記載のもので。番号は年月日の上段に記載しています。

報告基準日は、贈与・相続税申告期限の翌日から起算して 1 年経過するごとの日（応当日）です。贈与は、確定申告なので毎年 3 月 15 日です。

報告基準期間は、前回の報告基準日の翌日から今回の報告基準日を記載します。1 回目は認定申請基準日の翌日からなので 10 月 16 日などになります。

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度。
 ① 前年の報告基準日（1 回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
 ② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度
 ③ ①と②間の事業年度
 記載例では、①～③のいずれも平成 29 年 6 月期のみが該当しています。
 なお、第 1 回目の報告の時は、認定申請基準日と報告基準日の間が 1 年以上に及ぶため、2 期にわたるケースが多く、その場合は 2 段書で記載します。

アンダーラインのところに、認定申請の種類に応じて第一種・第二種、特別・特例、相続・贈与を記入してください。

(別紙1)

第1種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①
(認定年月日：平成26年12月1日、認定番号：企支×××号)

1 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

贈与報告基準日(相続報告基準日)における総株主等議決権数	(a)	1,000個	
氏名	岡山 太郎		
住所	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c)	875個 (b)+(c)/(a) 87.5%	
贈与報告基準日(相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合	(b)	700個 (b)/(a) 70.0%	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)	600個		
<input type="checkbox"/> 第70条の7 <input checked="" type="checkbox"/> 第70条の7の5 <input type="checkbox"/> 第70条の7の2 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6 <input type="checkbox"/> 第70条の7の4 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8			
(*1)のうち贈与報告基準日(相続報告基準日)までに譲渡した数	0個		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	岡山 妻子	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6	(e) 100個 (e)/(a) 10.0%
	倉敷 長女	岡山県岡山市北区弓之町 6-1	(e) 25個 (e)/(a) 2.5%
	おかやま中小物流(株)	岡山県倉敷市羽島 1083	(e) 50個 (e)/(a) 5.0%

報告会社の発行株式総数に係る議決権の数を記載してください。自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

報告基準日に後継者である代表者が保有している議決権の数です。

納税猶予対象株式の議決権の数を記載してください。

- 租税特別措置法該当規定に、レ点 or 黒塗りでチェックする。
第70条の
7 : 贈与税(一般)
7の2 : 相続税(一般)
7の4 : 贈与⇒相続切替(一般)
7の5 : 贈与税(特例)
7の6 : 相続税(特例)
7の8 : 贈与⇒相続切替(特例)

納税猶予の適用を受けている株式を後継者である代表者が手放した場合(取消事由に該当)に記載します。

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して、それぞれ記載してください。

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し <input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与			
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

当該報告会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合のみ記載することになります(先々代から先代に贈与するに当たり、本制度を活用して納税猶予の適用を受けている場合に記載)。

3 認定中小企業者について

主たる事業内容	機械部品の製造		
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における資本金の額又は出資の総額	100,000,000円		
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	-		
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2,500,000円		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における準備金の額	2,500,000円		
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	-		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	97人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	95人	
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b)	5人	
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	0人	
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)	3人	
各贈与報告基準日(相続報告基準日)における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数5年平均人数	1回目(28年3月15日)	(i)	95人
	2回目(29年3月15日)	(ii)	99人
	3回目(30年3月15日)	(iii)	97人
	4回目(年月日)	(iv)	人
	5回目(年月日)	(v)	人
	5年平均人数	((i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v))/5	
贈与報告基準期間(相続報告基準期間)における代表者の氏名	平成29年3月16日から平成30年3月15日まで	岡山 太郎	
	年月日から年月日まで		
	年月日から年月日まで		

複数の事業を行っている場合、売上の一番多い事業について、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

(a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。
 (b)欄には、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみに加入している人数を記載してください(例:70歳以上の従業員又は役員)。
 (c)欄には社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載してください(例:75歳以上の従業員)。なお、正規従業員と比較して4分の3に満たない短時間労働者等は含みません。
 (d)欄には、(a)(b)でカウントした方のうち、役員の数に記載してください(会社にいる全役員の数ではない)。なお、役員とは株式会社の場合には、取締役、会計参与、監査役を指しますが、使用人兼務の方は含みません。

過去の年次報告及び今回報告における従業員数を記入してください。
 なお、5年平均欄は5回目の年次報告の時のみご記入ください(それ以外は空欄のままにしておいてください)。

4 贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	おかやま中小物流株		
会社所在地	岡山県倉敷市羽島 1083		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000 円		
総株主等議決権数	(a) 1,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	岡山 太郎	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6	(b) 800 個 (b)/(a) 80.0%
	株式会社岡山中小企業	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6	(b) 200 個 (b)/(a) 20.0%

贈与の時以後に特別子会社が複数ある場合は表を追加して、それぞれ記載してください。

なお特別子会社、特定特別子会社とは以下のとおりです。

<特別子会社>

申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。いわゆる「子会社」とは定義が異なる。

<特定特別子会社>

特別会社のうち、申請会社とその代表者（経営承継受贈者）及び代表者と生計を一にする親族等の同族関係者が保有する議決権が、総議決権の過半数に達する会社を指す。

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名	OkayamaCo.Ltd.		
会社所在地	2-4-6 okayama central street...USA		
主たる事業内容	製造業		
資本金の額又は出資の総額	50,000 \$		
総株主等議決権数	(a) 50,000 個		
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
	岡山 次男	岡山市中区古京町 1-1-17	(b) 25,000 個 (b)/(a) 50.0%
	株式会社岡山中小企業	岡山県岡山市北区内山下 2-4-6	(b) 25,000 個 (b)/(a) 50.0%

「株主又は社員」欄は、議決権を有する株主（持ち分会社の場合は社員）について、欄を追加するなどして全て記載してください。

5 会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を発行している場合に記載します。

従業員数（同一生計の親族を除く）5人以上で「事業実態要件」を満たす場合は、それを証明する書類等を添付することにより明細表の(1)～(30)の記載は省略できます（記載例は、留意事項を示すため内容を記載した例としています）。

報告基準事業年度とは、以下①～③に該当する全ての事業年度。

- ① 前年の報告基準日（1回目の報告の時は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度
 - ② 今回の報告基準日の翌日の直前の事業年度
 - ③ ①と②の間の事業年度
- 記載例では、①～③のいずれも平成29年6月期のみが該当しています。

なお、第1回目の報告の時は、認定申請基準日と報告基準日の間が1年以上に及ぶため、2期にわたるケースが多く、その場合は、明細表又は別紙2を追加して記載。

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び第2項のみなし有価証券が該当します。
内容欄は該当するもの全てを、銘柄ごとに分けて数量等を記載。帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用欄は、期中の配当金等のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。
内容欄は、上記に該当するもの全てを所在・面積及び種別が分かるよう具体的に記載してください。
利用状況は、事業用として使用していることが分かるよう記載してください。
<自ら使用の例>
本社、支店、工場、従業員宿舎
<自ら使用ではない例>
販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊休地
帳簿価額は、期末簿価でそれぞれ金額を記載。運用欄は、期中の賃貸料収入のほか、期中に売却した時の対価（売却益ではなく売却額）も含まれます。

(別紙2)

第二種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②
(認定年月日：平成26年12月1日、認定番号：企支×××号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式 又は持分（*3を除く。）	/	(1) 10,000,000 円	(12) 0 円	
	資産保有型子会社 又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*3)		(2) - 円	(13) - 円	
	特別子会社の株式 又は持分以外のもの		A社株式 20,000 株	(3) 2,000,000 円	(14) 90,000 円
			B投資信託	1,000,000 円	10,000 円
F社の株式 10 株		2,000,000 円	0 円		
不動産	現に自ら使用しているもの	自己使用 (本社事務所)	(4) 100,000,000 円	(15) 0 円	
			岡山市北区内山下 2-4-6 の土地 600 m ² のうち 3 分の 2 部分		
			同上の建物のうち 1 階部分		
	上記に係る建物 付属設備（電気工事一式）	480,000 円			
	岡山市中区古京町 5 丁目 80 番地の借地権 150 m ²	自己使用 (従業員宿舎)	120,000,000 円	6,000,000 円	
同上の建物			28,000,000 円		
記に係る建物 付属設備（電気工事一式）	950,000 円				

	現に自ら使用していないもの	岡山市北区内山下2-4-6の土地600㎡のうち3分の1部分 同上の建物のうち2階部分 上記に係る建物付属設備（電気工事一式）	第三者に賃貸（おかやま中小物流(株)本社及び役員住宅）	(5) 50,000,000 円 2,400,000 円 240,000 円	(16) 360,000 円	同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など、合理的方法により土地なども按分して記載してください。 ⇒計算明細及び根拠資料（土地・建物謄本、建物平面図など）資料添付。 この記載例では、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と使用していない欄に分けて記載。
		倉敷市松島1の建物	遊休資産	0 円	40,000,000 円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	期中において不動産を4千万円で売却した場合の記載例です。		(6) - 円	(17) - 円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫等が該当。
	事業の用に供しない有するもの	Cゴルフ倶楽部会員権	投資目的	(7) 3,500,000 円	(18) 0 円	
		Dリゾート利用券	遊休資産	0 円	100,000 円	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫等が該当。
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	期中において施設利用券を10万円で売却した場合の記載例です。		(8) - 円	(19) - 円	期中において資産を売却した場合の記載例です。 この記載例は、絵画Eを30万円で売却し、期末の帳簿価格は0円、運用収入として売却対価（売却益ではなく売却額）を記載します。
	事業の用に供しない有するもの	絵画E	観賞用	(9) 0 円	(20) 3,000,000 円	
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	現金 当座預金 定期預金		(10) 100,000,000 円 200,000,000 円 50,000,000 円	(21) 0 円 0 円 10,000 円	「現預金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産のうち、現金や各種預貯金だけでなく、保険積立金等の積立金なども該当します。 「貸付金及び未収金その他これらに類する資産」とは、申請会社の資産（債権）のうち、経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に対する預け金や差し入れ保証金、立替金等も該当します。 利用状況欄には、貸付金・未収金の債務者又は会社名を記載。
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	短期貸付金	岡山先代に対する短期貸付金	(11) 5,000,000 円	(22) 0 円	
		未収入金	岡山中小物流(株)に対する未収入金	40,000,000 円	0 円	

「資産の帳簿価額の総額」は、貸借対照表の資産の部の合計額を記載します（ただし、①貸倒引当金、投資損失引当金などを計上している場合は、引当て前（控除前）の金額を記載。②減価償却資産・特別償却資産・圧縮記帳資産は、減価償却資産累計額・特別償却準備金・圧縮積立金等を控除後の価額を用いる（直接原価方式に合わせ計算））。

特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+ (9)+(10)+(11) 456,640,000 円	特定資産の運用収入 の合計額	(25)=(13)+(14)+ (16)+(18)+(20)+ (21)+(22) 43,570,000 円
資産の帳簿価額の総額	(24) ◀ 1,000,000,000 円	総収入金額	(26) 500,000,000 円
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了 の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間 を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び 当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関 係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算 入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) －円
		損金不算入となる給 与	(28) －円
特定資産の帳簿価額等の 合計額が資産の帳簿価額 等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24) (27)+(28)) 45.7%	特定資産の運用収入 の合計額が総収入金 額に占める割合	(30)=(25)/(26) 8.7%
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		450,000,000 円	

「総収入金額」は、損益計算書の「売上高+営業外収益+特別利益」の合計額を記載します。

ただし、期中に固定資産や有価証券の売却があった場合は、売却損益の額ではなく売却額（対価）に直してから金額を加算し総収入額を計算。車の下取りなど場合も下取り額で計算。

「剰余金の配当欄」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた剰余金や利益の配当金の合計額を記入します。

「損金不算入となる給与」は、当該期間中に経営承継相続人（後継者）及びその同族関係者に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条により損金に算入されない金額があった場合にその合計を記入します。

損益計算書の売上高を記載

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

〔年次報告書・提出書類〕

1. 『年次報告書』（様式第11）

提出部数：2部（原本1＋写し1部）

※押印は省略可能となりましたが、税理士等による当該報告書の代理提出については、法人実印又は委任状の提出が必要です。

- ・写しは確認書とともに返送します。

2. 報告基準日時点で有効な申請会社の定款の写し（原本証明）

- ・報告基準日において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、報告日と同じ日付で原本証明をしてください。
- ・定款のみなし変更事項など、定款条文を改訂していない場合は、変更事項を記載した書類も添付してください。

<原本証明の例>

この写しは、〇〇報告基準日（平成30年3月15日）における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

平成30年5月1日

株式会社岡山中小企業
代表取締役 岡山 太郎

※〇〇報告基準日の〇〇は「贈与」又は「相続」のいずれか記載。

株式会社岡山中小企業定款

・年・月・日設立
・年・月・日改訂

原本証明

3. 報告基準日における株主名簿の写し（原本証明）

- ・会社に保存している報告基準日の株主名簿の写しをしてください。
- ・この写しに年次報告日付で原本証明をしてください。
- ・持分会社の場合は、上記2.の定款で出資者を確認します。

株式会社岡山中小企業
株主名簿
平成30年3月15日

原本証明

4. 報告会社の履歴事項全部証明書

○報告基準日以降に取得した履歴事項全部証明書の原本（コピー不可）

[注意]

- ・謄本のコピーは不可。
- ・経営承継者受贈者・相続人（後継者）が報告請基準日まで代表者に就任していたことがわかるもの

5. 報告基準日における従業員数証明書（「従業員数算出整理表」等に記載のうえ証明書類を添付）表紙（様式自由。下記例を参考にしてください）に、①健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、資格取得確認通知書、資格喪失確認通知書、②75歳以上の者で、2月を超える雇用契約書及び給与明細書（正社員なみの雇用形態である者のみ）、③使用人兼務役員がいる場合は、兼務役員雇用実態証明書、給与明細書、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。

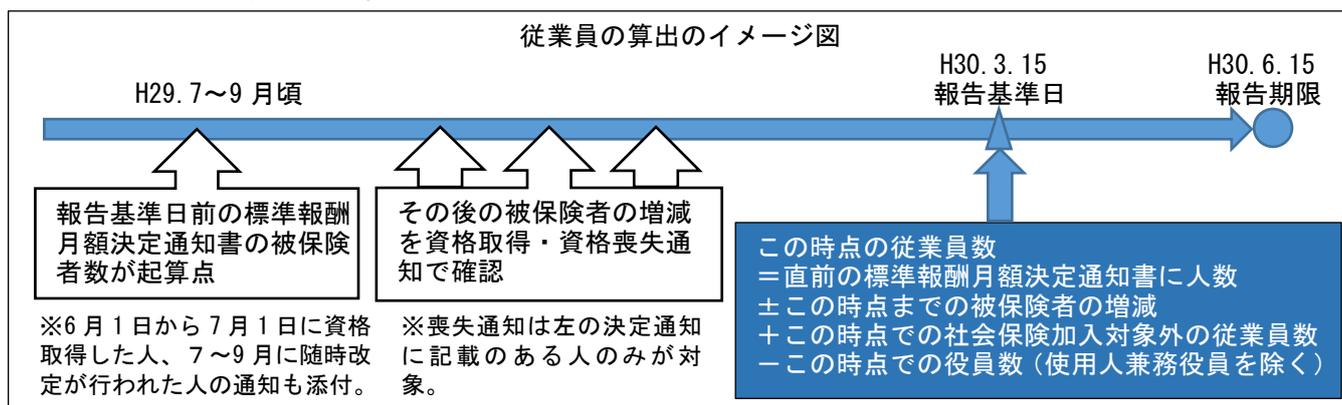
平成●●年●月●日	
従業員数証明書	
岡山県知事 殿	株式会社岡山中小企業 代表取締役 岡山 太郎
〇〇報告基準日（平成30年3月15日）における当社の従業員数は100人であることを証明します。	

※平成●●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。〇〇は「贈与」又は「相続」。

【添付資料作成手順】

- <手順1> 相続開始の日から見て直前に、日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準月額決定通知書（通知対象外の方の「(同)改定通知」を含む）」（毎年7～9月頃）の写しを添付してください（事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所について添付）。
- <手順2> 上記決定手続き以降、報告基準日までの間に被保険者の増減があった場合には、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」または「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えて添付。
- <手順3> 上記手順で揃えた各通知書に記載された方のうち、短時間労働者、役員、使用人兼務役員については、その旨が分かるマークを付記（例：短時間労働者⇒短、役員⇒役、使用人兼務役員⇒使）。
- <手順4> 厚生年金保険または健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員（例：75歳以上の従業員）がいる場合には、その方に関する雇用契約書（2月を超える雇用であること及び正社員並みの雇用形態であることがわかるもの）及び給与明細書（報告基準日前後のもの）の写しを添付。
- <手順5> 厚生年金保険または健康保険の加入対象者に、使用人兼務役員がいる場合は、使用人としての職制上の地位が分かる書類や雇用保険に加入していることが分かる書類等を添付。

<手順6>以上の手順により揃えた証明書類に基づき、従業員数が多い場合には、「従業員数算出整理表」等により整理し算出した上で、報告基準日における常時雇用従業員数を明記した表紙（上記例）を添付。



6. 報告基準事業年度の決算関係書類等

《ケース1》従業員数5人以上の企業

以下の全ての要件を満たしている場合（規則6条2項各号に掲げる要件を満たしている場合）

- 常時使用する従業員（後継者と生計を一つにする親族を除く）が5人以上いること
- 事務所、店舗、工場などを所有している又は賃借していること
- 前回認定又は報告基準日以降引き続いて事業を行っていること

*認定申請書の特定資産等に係る明細表の(1)~(30)の記載が不要になります（空欄でよい）。

<添付書類>

◆報告基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類、その他証明書
⇒特に1回目の年次報告では、認定申請基準日から報告基準日の間が1年以上となるケースが多いため、当該基準事業年度が複数になる場合があります（注意が必要です）。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・事業報告書（又は法人事業概況説明書）
- ・減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・勘定科目内訳書
- ・本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有又は賃借していることがわかる書類（謄本や賃貸借契約書の写しなど）
- ・商品販売、役務提供などの業務を前回の基準日（1回目の時は認定申請基準日、2回目以降は前回の報告基準日）以降引き続いて行っていることがわかる書類（売買契約書、請負契約書などの写し；前回の基準日以降、事業の継続性が分かる代表的なものを選定）

《ケース2》親族外従業員数5人未満の企業

ケース1に該当しない場合

<添付書類>

◆報告基準事業年度（当該事業年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類等

⇒特に1回目の年次報告では、認定申請基準日から報告基準日の間が1年以上となるケースが多いため、当該基準事業年度が複数になる場合があります。注意が必要です。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・事業報告書(又は法人事業概況説明書)、
- ・減価償却明細表（固定資産台帳）
- ・勘定科目内訳書
- ・法人税申告書別表4の写し

◆年次報告書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類

- 年次報告書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（*2）を除く）」欄に記入した場合
 - ・当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明）
 - ・当該事業年度末日以降の当該特別子会社の履歴事項全部証明書の原本
 - ・当該事業年度末日の翌日からみて当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表及び決算関係書類等の写し
- 年次報告書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入した場合
 - ・当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図の写しなど）
- 年次報告書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していないもの」欄に按分して記入した場合は次の書類を追加
 - ⇒ 特別子会社等への賃貸なども現に自ら使用していないものに該当
 - ・当該不動産の一部に関する賃貸借契約書の写し
 - ・合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面の写し、按分計算書（任意様式；土地や建物付属設備等も考慮すること）など）
- 有価証券、不動産、車両等のうち特定資産としたものを売却等（車両の下取り等含む）した場合
 - ・譲渡価格等を証する書類（領収書、総勘定元帳の写しなど）

7. 上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

誓約書	
平成●●年●月●日	
岡山県知事 殿	
	株式会社岡山中小企業 代表取締役 岡山 太郎
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）による報告をするにあたり、当社は、〇〇報告基準期間において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>	

※平成●●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。〇〇は「贈与」又は「相続」。

8. 特定特別子会社に関する誓約書

(例1) 特定特別子会社がある場合

誓約書	
平成●●年●月●日	
岡山県知事 殿	
	株式会社岡山中小企業 代表取締役 岡山 太郎
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）による報告をするにあたり、〇〇報告基準期間において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する風俗営業会社に該当しないことを誓約します。</p>	
記	
おかやま中小物流株（所在地：岡山県倉敷市羽島 1083）	
OkayamacyuuShoubuturyuuCo.Ltd.（所在地：1083 Kurasiki central street…USA）	

※平成●●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。〇〇は「贈与」又は「相続」。
※特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることを1枚にまとめて記載して構いません。

(例2) 特定特別子会社がない場合

誓約書

平成●●年●月●日

岡山県知事 殿

株式会社岡山中小企業
代表取締役 岡山 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）による報告をするにあたり、〇〇報告基準期間において、当社には同法施行規則で規定する特定特別子会社がないことを誓約します。

※平成●●年●月●日は、年次報告日と同じ日付で作成してください。〇〇は「贈与」又は「相続」。

9. その他、年次報告の参考となる書類

- ・年次報告に関して、参考となる資料をいただくことがあります。

10. 認定書交付用のあて先が記入されている返信用封筒（角2サイズ、切手不要）

- ・あて先については、認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所でも構いません。

11. 連絡先・担当者の名刺、メモ、送付文など

- ・認定申請の支援を行っている税理士・公認会計士事務所でも構いません。